

朝鮮世祖代の儀礼と王権

—対明遙拝儀礼と圜丘壇祭祀を中心にして—

桑野 栄治

【歴文系論】 Eiji KUWANO, Rituals and Royal Authority under King Sejo (世祖) of the Choson (朝鮮)
Dynasty : Worship of the Ming (明) and the Rituals Performed at the Wongudan (圜丘壇)

【摘要】 本稿は、「まれなる独裁者、世祖」と評される朝鮮一五世紀後半の世祖代を国家儀礼の側面から照射したものである。従来、世祖の王権についてはおもに圜丘壇祭祀の復活という側面から論じられてきたが、本稿では対明遙拝儀礼の実施状況とあわせて検討し、一五世紀ソウルの儀礼空間を通して世祖の王権を考察した。

一四世紀末に朝鮮王朝を開創した太祖李成桂は、正朝・冬至に王都漢城の王宮から明皇帝の居城を遙拝する」とによつて事大政策を標榜し、以後、この儀礼は第四代朝鮮国王の世宗代まで王朝国家の重要な国事行為として継続実施された。この対明遙拝儀礼を望闕礼といい、望闕礼を終了すると王宮内では異域（日本・女真・琉球）からの使節を取り込んだ朝賀礼と会礼宴が催された。ところが、世宗の死後、短命な文宗・端宗の時代をへて第七代朝鮮国王世祖が即位すると、正朝・冬至の国家儀礼のあり方に大きな変化が生じるようになる。世祖は、本来は中国の皇帝のみが行いうる祭天儀礼を王都漢城の南郊で実施し、その一方で明帝を遙拝する望闕礼を放棄した。世宗は晩年に望闕礼を王世子または百官に代行させていたが、世祖は王世子による代行さえ認めなかつたのである。

にもかかわらず、朝賀礼と会礼宴は王宮内で盛大に催され、とりわけ王権の強化につとめた即位のはじめには五〇〇名余りの「倭人」と「野人」を参席させるなど、世祖は「夷」をしたがえる皇帝を彷彿させる。一五世紀の儀礼空間を通してみた場合、世祖の治世年間は朝鮮時代史上、まれにみる時代であつたといつても過言ではあるまい。

【キーワード】 朝鮮初期、世祖、王権、望闕礼、圜丘壇祭祀、朝賀礼、会礼宴、倭人、野人、華夷秩序

【目次】

はじめに —朝鮮王朝の華夷觀—

一 太祖～世宗代の対明遙拝儀礼

1、望闕礼の成立過程 2、望闕礼の性格

二 文宗・端宗代の望闕礼

1、文宗代の場合 2、端宗代の場合

III 世祖代の望闕礼と圜丘壇祭祀

1、世祖即位直後の望闕礼 2、圜丘壇祭祀の復活
3、世祖四年以後の望闕礼 4、世祖の世界觀

むすびにかえて —課題と展望—

はじめに 一朝鮮王朝の華夷観一

一四世紀末に高麗を倒して朝鮮王朝（一三九二～一八九七年）を建国した太祖李成桂（位一三九二～九八年）は事大政策を標榜して明との関係を強固なものにしようとした。東アジアの盟主である明との関係は、朝鮮側からすれば安全保障条約の締結を意味する外交政策であった。明の皇帝を中心とする冊封体制に参入した朝鮮が、正朝使・聖節使・千秋使のほか冬至使を定期的に明へ派遣したことは周知のとおりである。^①

ところが、明・清交替後の朝鮮後期（一七一～九世纪）にはいわゆる小中華意識が高まり、朝鮮の明・清に対する意識は明らかに異なる。清は、かつて朝鮮が「オランケ」（未開の野蛮人の意）と呼んで夷狄視してきた女真族である。「華夷変態」が朝鮮知識人の意識構造に大きな変化をもたらしたことは想像に難くない。

たとえば、肅宗三〇年（一七〇四）には当時の王宮昌徳宮内に大報壇を創設し、肅宗は親しく明の万曆帝を祀つた。壬辰・丁酉倭乱（文禄・慶長の役。一五九二～九三年。一五九七～九八年）の際に朝鮮に援軍を派遣した万曆帝の恩義に報いるためである。この年は明滅亡の年（一六四四年）から暦がちょうどひと回りする六〇年目にあたる。さらに英祖代（一七二四～七六年）になると大報壇には万曆帝に洪武帝・崇禎帝を加えて三人の皇帝をあわせ祀り、明滅亡の年から暦がふた回りした英祖四〇年（一七六四）三月一九日、英祖は親しく大報壇祭祀を実施して尊明排清を宣揚した。洪武帝からは国号「朝鮮」を賜り、また明のラストエンペラー崇禎帝は丁卯・丙子胡乱（後金「のち清」軍の朝鮮侵略）。

一六二七年、一六三六年（三七年）の際にやはり援軍を朝鮮に派遣したからである。三月一九日は、崇禎帝が紫禁城の裏山で自害した日である。のみならず、英祖代には朝鮮国王が三人の明帝それぞれの忌辰（命日）・即位日にあわせて望拝礼（遠望して拝し祀る儀礼）を実施している。筆者は別稿で朝鮮後期の大報壇祭祀について論じたが、英祖代に制度化された望拝礼は、朝鮮初期（ほぼ一五世紀に相当）に実施された望闕礼のヴァリエーションに相当する儀礼ではないか、と考えている。^③

望闕礼とは毎年正朝（正月元旦）・冬至・聖節（明の皇帝の誕生日）・千秋節（明の皇太子の誕生日）に朝鮮国王が王都漢城から明皇帝の居城を遥拝する国家儀礼のことであり、成宗一六年（一四八五）に施行された朝鮮王朝の基本法典である『経国大典』には「正至（＝正朝と冬至）・聖節・千秋に殿下は王世子以下を率いて望闕礼を行う」と定められている。^④ そして、この儀礼を終了すると王宮では外国使節を取り込んだ朝賀礼と会礼宴が催された。朝鮮初期の望闕礼はまさに儀礼と外交が交差する空間といえよう。一五世紀朝鮮の華夷觀が国家儀礼を通して表出する、可視的実践の場であつたといつてもよい。筆者はすでに、朝鮮建国草創期より国政が安定する世宗代（一四一八～五〇年）までにひとまず時期を限定し、朝鮮歴代の実録記事を中心に望闕礼の成立過程とその実態を追究した。^⑤ この国家儀礼の内政・外交上の意義を考察することにより、朝鮮初期の礼的世界と国際秩序の一端を明らかにできるのではないか、と考えているからである。

そこで本稿ではまず、前稿の成果をもとに一五世紀前半の望闕礼について整理し、そのうえで一五世紀後半の儀礼空間を世祖代

（一四五五～六八年）を中心に検討してみたい⁽⁶⁾。「まれなる独裁者、世祖」と評されるように、臣権を抑えて王権の優位を確立した時代である。

一 太祖～世宗代の対明遙拝儀礼

1、望闕礼の成立過程

本論に入る前に、一五世紀前半の望闕礼について整理しておく。⁽⁸⁾『朝鮮王朝実録』によれば、正朝の国家儀礼は太祖二年（一三九三）に早くも「賀帝正（帝正を祝う）」として実施され、一連の儀礼は建国草創期の場合、賀帝正→朝賀礼→上箋・献方物（賀箋と土産の献上）→賜宴→山呼（「千歳」の三唱）→火棚の観覧、の順に執り行われた。帝正とは、明の皇帝が迎える正朝のことである。同年一一月の冬至にも「上、群臣を率い、帝闕に向かいて賀礼を行う」と記録されており、高麗から朝鮮への王朝交替後、朝鮮国王太祖は明の宮闕を遙拝することによって事大政策を標榜したと考えられる。さらに太祖七年正朝の記録をみると、行礼後に群臣をもてなす宴（のちに会礼宴として定着する）には日本・女真からの使節の姿があり、日本・女真を朝鮮の礼的関係に取り込む位階制的な華夷秩序の祖型は一四世紀末に確認することができる。朝鮮国王による対明遙拝儀礼は太宗八年（一四〇八）正朝に「向闕礼」と記録され、日本・女真からの使者は賜宴にあざかるばかりでなく、向闕礼後の朝賀礼に朝鮮の文武百官とともに参列するようになる。向闕礼に始まる正朝の国家儀礼は異域からの使者を取り込む儀礼へと拡大したのである。そして、正朝・

冬至の対明遙拝儀礼は世宗即位年（一四一八）の冬至にはじめて「望闕礼」と記録された。三元（正朝・冬至・聖節）の遙拝儀礼は世宗五年正朝に望闕礼の成語で統一され、以後この成語が実録記事に定着する。この間、望闕礼後の朝賀礼には日本人・女真人に加えて「回回」⁽⁹⁾が参席しており、儀礼の規模は従来にもまして拡大した。

朝鮮国王にとつて、望闕礼に始まる正朝・冬至の国家儀礼は群臣を前にして王権を誇示する絶好の機会であった。たとえば、世宗六年（一四二四）正朝には望闕礼の終了後、王宮では議政府（最高議決機関）が百官を率いて進上札を執り行い、つづいて第四代室町將軍足利義持によって派遣された日本国王使が拝礼して土産を献上している。世宗代には日本国王使のみならず、対馬・壱岐・松浦地方からの使者、そして博多の豪商が派遣した使者も朝賀礼に参列し、朝賀礼後の会礼宴には女真人とともに参席した。さらに世宗一三年冬至には朝賀礼に琉球国王使の一行が登場する。朝鮮初期の国家儀礼を集成した礼書としては『世宗実録』五礼を修正・補完して成宗五年（一四七四）に成立した『国朝五礼儀』があるが、この礼書によれば、日本・琉球からの使者は殿庭の東側に、女真人は殿庭の西側に分かれ、日本・琉球は従二品、女真人は従三品を上限として参列する。とくに世宗は琉球国王使を「敵國（＝自國と対等の国）之使」と評価しており、冊封体制下にあらる琉球と日本を女真人よりも上位に位置づけていた。ただし、これはあくまで王朝政府の理念であり、世宗代の場合、日本国王使も琉球国王使も実際には従二品の班列に立つて行礼した。

2、望闕礼の性格

望闕礼の性格は、日食の際の論議と樂制の改革論議に垣間みえる。日食が起きた場合、太宗（位一四〇〇～一八年）は望闕礼を中止したが、世宗はこれを実施し、ただ雅樂の演奏は控えた。東アジア世界は広く天譲思想を共有するが、世宗は天変に対する恐怖の念を強調する儒者官僚の反対意見を押し切つただけでなく、太宗代の前例をも覆したことになる。朝鮮国王にとつて望闕礼の実施は天変に優先する国事行為であり、世宗の強い事大政策のあらわれである。同様の考えは、世宗代に雅樂を整理した当代隨一の音楽家の意見からもうかがうことができる。彼によれば、望闕礼は朝鮮国王が明の皇帝の臣下であることを表明する儀礼であり、

皇帝を象徴する闕牌（闕字牌。望闕礼を実施する際に正殿内に安置する「闕」の字を刻んだ木牌）を前にした望闕礼と闕牌撤去後の朝賀礼では雅樂の演奏を使い分けるべきであると主張し、世宗の裁可を得ている。つまり、望闕礼とこれにつづく朝賀礼は、対外的には明帝と朝鮮国王との君臣関係を、国内的には朝鮮国王と文武百官との君臣関係を確認する国家儀礼であり、内と外の二重構造にある儀礼空間であつたといえる。さらに、国内の君臣関係には異域からの使者も包摂され、ここに朝鮮を中心とする位階制的な華夷秩序の形成を読み取ることができる。

世宗晩年期の望闕礼は王世子（のちの文宗）と百官による代行がほとんどであり、世宗自身による望闕礼の実施はその二五年（一四四三）正朝が最後となつた。表向きは世宗の病気が理由であったが、世宗は王世子に政務を代行させる教書をみずから作成し、次代の朝鮮国王である王世子の地位固めに入る。対明儀礼の

象徴である望闕礼の代行は、王権の代行者としての地位を群臣に誇示する格好の場となつたであろう。ただし、世宗は望闕礼後の賜宴、火棚の観覧の際には姿をあらわしており、日本・女真への威厳を保つため、大国としてのもてなしを忘れてはいない。世宗三〇年正朝の記録には領議政（議政府の長官。宰相）が百官を率いて望闕礼を代行したとあり、百官が代行する場合は領議政をその主宰者にあてることが慣例であったと考えられる。しかし、王子世子と百官による望闕礼の代行は礼制上、つまり『国朝五礼儀』にその規定は存在しない。したがつて、望闕礼はあくまで朝鮮国王と明の皇帝とのあいだで執り行われる国家儀礼であると觀念されていたのである。

では、世宗のあとをついで即位した文宗（位一四五〇～五一一年）以後、世祖による王位篡奪をへて『經國大典』が施行されるまでに、朝鮮の歴代国王は望闕礼をいかに実施したのであろうか。とくにその間、世祖によつて祭天儀礼である圜丘壇祭祀が復活する時期もあるが、天帝を祀る圜丘壇祭祀と明帝を遥拝する望闕礼の並存が世祖の王権強化政策と抵触しなかつたのか否かを明らかにする必要がある。そこで次節では世祖代の前史としての文宗・端宗代に時期を絞り、世祖代における望闕礼と圜丘壇祭祀の相關関係を追究するための基礎作業としたい。

二 文宗代・端宗代の望闕礼

1、文宗代の場合

朝鮮王朝最高の名君と譽れ高い世宗の死後、王位についての文宗

は在位二年余りでこの世を去り、端宗（位一四五二年～五五年）がわずか一二歳で即位することになる。ところが、端宗元年（一四五三）一〇月、世宗の次男であり端宗の叔父にあたる首陽大君はクーデタを起こし、端宗三年閏六月にはついに王位を譲り受ける形式で国王の玉座についた^⑯。これが第七代朝鮮国王世祖である。

文宗と端宗の時代はあわせて五年余りという短い期間ではあるが、世宗死後の望闕礼のあり方とクーデタ後の望闕礼のあり方を知るうえで欠かせない時代である。そこでまず、文宗即位直後の望闕礼について検討することにしたい。文宗即位年（一四五〇）の望闕礼に関する記録は次の三件である。

A百官行聖節望闕礼、『文宗実録』卷三、即位年八月甲戌〔三日〕条)

B百官遙賀千秋節、（同書卷四、即位年一二月壬寅〔二日〕条)

C是日冬至、上親祭輝德殿、百官行望闕礼、停本朝賀礼、議政府率百官、進表裏、各道進賀箋・方物、（同書卷四、即位年一一月庚戌〔一〇日〕条）

順に、史料Aは聖節（当時は代宗景泰帝）、史料Bは千秋節（のちの憲宗成化帝）、そして史料Cは冬至を祝賀する望闕礼である。千秋節の史料Bには「百官、千秋節を遙賀す」とあって、史料Aのごとく「望闕礼を行う」とは記録されていないが、「遙賀」の事例は太宗代の記録にも散見する^⑰。したがって、史料Bが千秋節の望闕礼であることは疑いない。史料Cにみえる冬至の望闕礼のあり方も世宗妃昭憲王后死去（世宗二八年、一四四六）の際とほぼ同様に、王室内の事情を優先させている。かつて文宗は王世

子として冬至の輝徳殿祭を行い、望闕礼は百官に代行させたが、このとき文宗は朝鮮国王として昌徳宮内の輝徳殿に赴き、父世宗の靈を慰めた。望闕礼の代行と朝賀礼の停止、そしてその後につづく進上礼は、世宗二八年冬至の前例を踏襲した行動様式である。右の三件の史料ABCに共通することは、朝鮮国王ではなく百官が望闕礼を実施した点である。百官による代行の理由は、世宗の死という国喪である。聖節直前の実録記事には次のごとくある。

召議政府、議聖節賀礼及迎命節次、河演・金宗瑞・鄭笨等議、聖節賀礼有舞踏、殿下方在喪中、不宜舞踏、且未受命、不可御冕服、宜令百官代行、上出迎詔命、皇甫仁議、（中略）上從演等議、仍教曰、送闕牌于碧蹄駅、以備使臣賀礼所用、何如、僉曰、然、『文宗実録』卷二、即位年七月乙丑〔二二三日〕条）

領議政河演らの発言に「聖節の賀礼は舞踏有れども、殿下まさに喪中に在れば、宜しく舞踏すべからず」とみえるように、喪中に華やかな舞踏はふさわしくない。また、「且つ未だ命を受けざれば、冕服を御うべからず」との発言は東アジアの國際環境、つまり明中心の冊封体制を前提とする対外的名分論である。したがって、明帝の即位承認（誥命）を獲得するまでは冕服（明の皇帝から下賜された朝鮮国王の礼服）を着用すべきではなく、河演らは百官による代行を文宗に進言したのである。議政府内では時服（官僚が入侍または公務をとる際に着用する礼服）を着用して聖節の賀礼を行うべし、とする代替案もあったが、結局文宗は河演らの進言に従ったが、闕牌は明使を迎える碧蹄駅に送ることになつた。通常、明使は王都に入る前日にかならず碧蹄駅に宿泊するか

らである⁽¹⁴⁾。舞踏の停止は聖節のみではない。この年八月には礼曹の上奏により、「國喪三年内」（二七ヶ月間）は正至・聖節・千秋の望闕礼の際に舞踏を停止することが決定した⁽¹⁵⁾。

では、二ヶ月後の文宗元年正朝の記録をみてみよう。もちろん、さきにみた冬至の史料Cを念頭においては、望闕礼を実施したのは文宗ではなく百官であろうことは容易に推測できる。

D上、親祭于輝徳殿、群臣分司陪祭、其余賀帝正於勤政殿庭、停本朝賀礼、議政府率百官、進表裏・鞍馬、諸道進鑾及方物、先是、以国恤、上不御殿受賀、群臣只以白衣行四拜、進表裏

及馬、至是、礼曹以歲首欲用黒衣・品帶行礼、上命並除四拜
礼、野人四十一・倭人五十、亦詣闕賀、命饋之、（『文宗実録』卷五、元年正月辛丑朔「一日」条）

世宗の嫡男である文宗は当然、輝徳殿に親祭するが、百官は二分され、一方は輝徳殿に陪祭し、一方は景福宮の正殿である勤政殿の殿庭において帝正を祝賀した。あらたな年を迎えて、正朝の儀礼にも変化が生じている。前年は国喪のため望闕礼と朝賀礼は停止されていたが、右の史料Dのごとく、群臣は白衣ではなく黒衣・品帶（革帶）の出で立ちで文宗に行礼した。そして注目すべきは「野人四十一・倭人五十、亦た闕に詣みて賀う」との記録である。前年の記録にはみえなかつた「倭人と野人」の「朝貢分子」が正朝の国家儀礼に復活している。九〇余名の彼らが酒食にあづかったことはいうまでもない。後述するように、のちに世祖が即位すると「朝貢分子」が大挙して来朝することになる。

文宗元年の正朝と同様、この年の聖節・千秋節の望闕礼は百官が代行した⁽¹⁷⁾。冬至の場合も百官は前年と同じく二手に分かれ、一

方は輝徳殿に陪祭し、一方は景福宮で望闕礼を実施している⁽¹⁸⁾。『文宗実録』は文宗元年一二月以降、翌二年正月以前の一冊分（卷一一に相当）の記録を欠いており⁽¹⁹⁾、そのため文宗二年正朝の国家儀礼については記録に残っていない。しかしながら、これまでの文宗の行動様式を考えると、おそらく文宗元年の正朝・冬至の前例どおり、文宗は輝徳殿に親祭し、百官を分けて輝徳殿の陪祭と勤政殿庭での望闕礼を実施させたと判断してよいだろう。

2、端宗代の場合

第五代朝鮮国王文宗は在位一年余りのうち、父世宗の死という王室内の事情により、望闕礼を一度もみずから実施することなく生涯を閉じた（一四五二年五月）。では次に、端宗代の望闕礼の実施状況をみてみよう。

端宗即位年（一四五二）八月の聖節には「百官、朝服を以て聖節を賀う」とあり⁽²⁰⁾、文宗代と同じく幼王端宗は望闕礼を実施せず、百官が代行している。以後、端宗元年一一月冬至まで『端宗実録』は望闕礼に関する記録を欠くが、その間の望闕礼は実施されたとしても百官による代行であったと考えてよいだろう。端宗即位年一二〇月、礼曹の上申を受けた議政府は「國喪三年内の聖節・正朝・冬至の賀礼において（百官は）みな烏沙帽（ニラすぎぬで作つた官帽）・黒衣・品帶を着用せんことを」と請うて端宗の裁可を得ており⁽²¹⁾、また端宗元年一一月冬至の実録記事には次のごとくあるからである。

E以冬至、設闕牌於勤政殿、宗親及文武百官、具朝服遙賀、又以吉服行本朝賀礼、不受、（『端宗実録』卷九、元年一一月丙

寅「一四日」条

史料Eによれば、明帝を象徴する闕牌は勤政殿に設けられ、宗親と文武百官は朝服⁽²²⁾に身を包んで遙賀礼つまり望闕礼を実施し、吉服（三年喪が明けた際に着用する）に着替えて朝賀礼を行つた。しかし、端宗は賀札を受けなかつたといふ。その理由が「国喪三年内」であることは繰り返すまでもないだろう。ただ、これより一ヶ月前に首陽大君はクーデタを起こし（癸酉靖難）、みずから領議政と吏曹・兵曹の長官を兼ねて事実上、政権を掌握している。「宗親及び文武百官」の筆頭が首陽大君であり、冬至の望闕礼を主宰したのは首陽大君とみてまず間違いない。想像をたくましくすれば、このとき端宗は心中おだやかならぬ状態であったのではなかろうか。史料Eには冬至の宴についても記録がない。

この年の『端宗実録』は千秋節の望闕礼の実施についても記録を欠くが、千秋節の礼物に関する記録が残る。

承文院副校理李由義、将本院提調議啓曰、今賀千秋、無御前
卷九、元年一一月乙亥「二三日」条)

礼物、請於明年聖節進賀時、奏請宋史、從之、（『端宗実録』
卷一二、二年一月辛未「二四日」条）

承文院副校理⁽²³⁾の李由義は千秋節を祝賀しようにも御前の礼物がないため、来年の聖節使派遣の際に『宋史』の下賜を奏請するよう上奏した。議政府が正朝・冬至等の国家儀礼において鞍馬・表裏（手織の絹布や綿布）を献上する事例は実録記事に頻出するが、特定の書籍の献上はこの記録が初出である。この日の決定事項は実施に移され、翌年の端宗二年九月には実際に聖節使黃致身が明帝より『宋史』一部を賜つて帰国している。朝鮮半島にはじめてもたらされた『宋史』である。⁽²⁴⁾ 朝鮮の王宮で明の千秋節を祝

う際の礼物を、皇帝の誕生日を祝うために派遣する聖節使に託して調達したところは興味ぶかい。

さて、年が明けた端宗二年正朝の実録記事をみると、望闕礼はもちろんのこと、その後の朝賀礼・会礼宴に関する記録もない。⁽²⁶⁾ 政情不安定なこの時期にはたして通常の国家儀礼が実施されたものか、いささか疑わしい。この日の実録記事は、領議政首陽大君・左議政鄭麟趾・右議政韓確以下、宗親・文武百官が端宗に納妃を懇請する記録で占められている。いまだ「国喪三年内」にあるため、端宗二年正朝に望闕礼を実施したとしても百官による代行であろう。端宗が望闕礼の場にあらわれるのはこの年一一月の冬至である。

F御勤政殿階上、行冬至望闕礼、又御勤政殿、受賀、諸道亦進賀箋・方物、宗親・駙馬及議政府・六曹參判以上・親功臣等、進豊呈于慶会楼下、蓋兼冬至宴及功臣仲月宴也、（『端宗実録』卷一二、二年一月辛未「二四日」条）

端宗は勤政殿において冬至の望闕礼を実施した。父である文宗の死からすでに三〇ヶ月を経過している。ついで端宗は同じく勤政殿で百官の朝賀を受け、諸道からは賀箋と方物が届けられた。そして宗親・駙馬のほか議政府・六曹參判以上の高官と親功臣らは慶会樓の下で豊呈⁽²⁹⁾を進めた。この史料Fは望闕礼→朝賀礼→会礼宴とつづく、冬至における国家儀礼のパターンである。「蓋し、冬至の宴及び功臣仲月宴を兼ねるなり」とあるのは史臣のコメントであろう。この日催された冬至の宴は靖難功臣をねぎらうための功臣仲月宴⁽³⁰⁾も兼ねており、すでに端宗の王権が形骸化していることを暗示している。

こうして端宗は在位期間中最後となる正朝を迎えるとしている。

れる³⁴⁾。

G 坐思政殿、觀饌礼、又昏、坐慶会楼下、觀火山棚、宗親・駙馬・議政府・六曹堂上・大司憲・六承旨入侍、倭・野人亦入

観、（『端宗実録』卷一二、二年一二月丙午〔三〇日〕条）

H 受朝賀、諸道進賀箋・方物、倭・野人皆隨班、獻土物、設会礼宴于勤政殿、（同書卷一三、三年正月丁未朔条）

端宗三年正朝の史料Hは朝賀礼から始まる。朝賀礼後には朝鮮の各道が賀箋・方物を献上する進上礼につづいて会礼宴が設けられており、望闕礼の欠落をのぞけば通常の正朝の国家儀礼である。

I 上以冕服、率王世子及百官、行聖節賀礼、樂懸而不作、以社稷祭斎戒也、（『世祖実録』卷二、元年八月丙午〔三日〕条）

J 上行冬至望闕礼、又受王世子及百官賀、諸道進箋・方物、倭録どおりに望闕礼は実施されなかつた、としておく。むしろ注目すべきは「倭・野人」が朝賀礼に随班（班にしたがう。つまり、朝廷の儀式の際に東西の班列にならぶこと）して土物（土産）を

献上したところであろう。前日の大晦日にも「倭・野人」の記録が残る（史料G）。端宗は勤政殿の真後ろにある思政殿（国王が重臣とともに国政を論じる便殿）に坐して除夜の饌戯³⁵⁾を楽しみ、日が暮れた頃には慶会樓に移つて火山棚を観覧している。史料Gに「宗親・駙馬・議政府・六曹堂上・大司憲・六承旨入侍し、倭・野人も亦た入観す」とあるように、歳末の宮中儀礼には宗親と議政府以下の高級官僚が参席しており、夜半までつづく盛会であつたことは想像に難くない。³⁶⁾なお、このときの「倭・野人」のなかには壱岐の有力者源義が派遣した使者もいたのではないかと思わ

三 世祖代の望闕礼と圓丘壇祭祀

1、世祖即位直後の望闕礼

一四五五年閏六月に朝鮮国王の玉座についた世祖は、その翌月にはさつそく宗廟に親祭して朝鮮の歴代国王に即位の報告をした。³⁷⁾では、世祖は明帝との君臣儀礼に相当する望闕礼をいかに実施したのであろうか。まずは、世祖元年（一四五五）八月・二月そして翌年正月の実録記事をみてみよう。

K 上行望闕礼、仍受百官朝賀、倭・野人五百余人、隨班、（同書卷三、二年正月辛未朔条）

一見してわかるように、史料Iは聖節（当時の皇帝は代宗景泰帝）を祝う望闕礼、史料Jは冬至の望闕礼、そして史料Kが正朝の望闕礼である。このうち史料Iに「樂は懸くるも作さず」とあるのは、樂懸（朝鮮朝の宫廷管弦楽団）を殿庭にそろえていたが演奏はせず、控えめに聖節を祝つた、と考えればよい。世祖は二日後に社稷壇で親祭を実施すべく斎戒（物忌み）に入つていたためである。これより一ヶ月前に承政院（王命の出納を掌る中央官庁）は、「国王殿下³⁸⁾即位後、初めての聖節ですので、賀礼を中止することはできません。ただ、当日は社稷祭の斎戒の日にあた

りますので、音楽を奏でるのは適当ではないと思われます。いかがなさいましようか」と困惑していたが、世祖は「廟社（＝宗廟と社稷）を祀ることは重要な国事行為であるゆえ、日程を変更してはならぬ」と命じ⁽³⁸⁾、雅楽の演奏を取りやめることによって聖節の儀礼と社稷祭の斎戒を同日に実施するに至った。身を清める斎戒中に歌舞音曲は厳禁である。漢城では「左廟右社」の古制にならい、王宮景福宮から南面して左側に朝鮮王朝歴代の国王と王妃の神位（位牌）を祀る宗廟があり、右側には土地と五穀の神を祀る社稷壇がそれぞれ一四世紀末に設置されていた⁽³⁹⁾。聖節の儀礼に雅楽の演奏を取りやめてまで社稷祭の斎戒に入ったところからは、宗廟と社稷にどうしても即位の報告をしなければならなかつた世祖の心中を察することができる。たしかに世祖は甥である端宗から禅譲の形式で王位についたが、実質的には王位の篡奪である。そのため、世祖はみずから王位継承の正統性を太祖以下歴代の朝鮮国王と朝鮮の王土に報告しなければならず、さりとて朝鮮の歴代国王が実施してきた聖節の国家儀礼をここで中止することもできなかつた。そのうえ、世祖としては宗廟と社稷に即位を報告するという、通常の手続き以上の権威づけが必要であつた。それが後述する圜丘壇祭祀の復活である。

第二の史料Jでは、世祖がまず冬至の望闕礼をうやうやしく実施し、その後王世子（世祖の長子桃源君。成宗の父。のち德宗と追尊）と文武百官による祝賀の礼を受ける。朝鮮の各道からは冬至を祝う賀箋と方物が世祖のもとに届けられた。世祖が王位を簒奪したこの年の閏六月、議政府は「今後、上王（＝端宗）の誕生日と正朝・冬至には、諸道からの賀箋と方物の進上礼を免除なさ

れますように」と要請し、世祖もいつたん裁可を下して⁽⁴⁰⁾いたが、實際には冬至の進上礼が從来どおり行われたようである。「倭人隨班し、土物を献ず」との記録も一五世紀前半の実録記事には頻繁にあらわれる。「倭人」といっても博多の私商、有力大名の使者などさまざまであり、とくに世宗代には「倭人」の枠を超えて日本国王使・琉球国王使も朝賀礼に出席するようになる。残念ながら、このとき朝賀礼に参列して土産を献上した「倭人」については具体的な記録を欠いており、日本からの使者の姓名を特定することは難しい⁽⁴¹⁾。

第三の史料Kでは「倭・野人五百余人、隨班す」との記録に驚かされる。管見の限り、朝鮮初期に五〇〇名余りの倭人と野人が正朝の朝賀礼に参列したという記録は他にはみいだせない。これより五年前の文宗元年正朝の記録には「野人四十一・倭人五十、亦た闕に詣みて賀う」とあつた（史料D）が、世祖二年の「朝貢分子」の数はそれこそ桁違いである。「五百余人」いう数字自体を鵜呑みにするのはやや危険ではあるが、世祖による王権の誇示を知らしめるには充分であろう。『世祖実録』には「是の歲、日本國諸処の使送倭人、六千百十六なり」とあり、世祖が即位した年には日本各地から異常なまでに数多くの倭人が朝鮮を訪れたことはよく知られている⁽⁴²⁾。また、のちの『成宗実録』には「世祖即位の初め、野人七百三十余人來朝す。世祖、其の徳に率いて化に向かう（＝教化つまり仁政を慕い來ること）を嘉し、厚く衣廩（＝衣類と禄俸）を賜う」とみえ、世祖が即位した頃には倭人のみならず東北境の諸地方から野人の來朝者があいつぎ、世祖は禄俸まで支給している。集賢殿直提学（王立アカデミーの從二品官）

梁誠之の言を借りれば、「今までに聖上（＝世祖）龍飛して新たに大位に登り、日本・女眞の使、來たりて即位を賀う者、常に数百人、闕庭に稽顙（＝額を地にしばらくつける重い敬礼）す。海東（＝朝鮮）の文物、未だ此の時より盛んなる者有らざるなり」⁴⁵というほどであった。當時、世祖を頂点とする朝鮮政府の対外施政方針は儒教的徳治主義に立脚し、夷狄が世祖の威徳を慕つて争うように來朝することを理想としていた。⁴⁶野人・倭人を世祖の臣民とみなして撫恤する、いわゆる「字小之義」である。こうした世祖の理想と外交政策、そして實際の日本・女真人の來朝者数を念頭においた場合、正朝・冬至の國家儀礼に参列する「倭人と野人」は、朝鮮側からすれば「朝貢分子」としての役割を演じてくれる重要なキャストであつたに相違ない。五〇〇名ともなれば、むしろ世祖の理想とする徳治主義を満足させるためのエキストラと表現することも可能であろう。歴代の朝鮮国王は正朝・冬至には朝貢使を明に派遣し、また明帝を遥拝することによって「事大之礼」をつくしたが、その一方で正朝・冬至には野人と倭人の「朝貢分子」を朝鮮の国家儀礼に取り込むことにより「字小之義」を実践していたのである。

このように世祖は即位後に迎えた聖節・冬至・正朝に、冕服をまとつて望闕礼を実施した。朝鮮国王の明帝に対する遥拝儀礼は、朝鮮王朝の草創期より実施されてきた国事行為である。ところが、翌年の世祖三年（一四五七）以後、望闕礼のあり方にはある変化が生じる。世祖三年正朝の実録記事をみてみよう。

レ御勤政殿、受朝賀、御思政殿、引見野人大護軍金阿郎哈等二十九人、又御思政殿、設宴、宗親及議政府・六曹參判以上・

梁誠之の言を借りれば、「今までに聖上（＝世祖）龍飛して新たに大位に登り、日本・女眞の使、來たりて即位を賀う者、常に数百人、闕庭に稽顙（＝額を地にしばらくつける重い敬礼）す。海

都鎮撫・承旨等、入侍、賜宴卓及酒五十瓶于議政府、王世子宴卓及酒二十瓶于書筵官、『世祖實錄』卷六、三年正月丙寅朔条)

ここに引いた史料Lには望闕礼に関する記録はない。正朝であれば通常、朝鮮国王は勤政殿を舞台として望闕礼を実施するが、この年の正朝は文武百官による朝賀礼から始まる。ついで世祖は勤政殿の真後ろにある思政殿に移つて「受職女真人」等二九人を引見したのち、同じく思政殿にて宗親および議政府以下の高級官僚に宴を賜っている。朝賀礼と会礼宴に先立つて実施される正朝の望闕礼の記録が抜け落ちたとは考えられない。世祖はこの年、意図的に望闕礼を実施しなかつたのではないかと思われる。その当否を宮中儀礼とは別の視角から検討してみよう。

2、圓丘壇祭祀の復活

世祖三年には朝鮮時代史上、注目すべき「事件」が起きた。圓丘壇祭祀の復活である。そもそも古代中国の皇帝が冬至に昊天上帝（天帝）を祀る圓丘壇祭祀は、皇帝権の正統性を誇示するための特權的祭祀であり、以後慣習化されて唐代に完成した。圓丘とは都城の南郊に設けられた円形の祭壇のことであり、冬至以外にもここで毎年正月上辛（最初の辛の日）に祈穀祭、四月に祈雨祭が実施された。去る一九九九年には長安（いまの陝西省西安）の南郊にある圓丘の遺址が発掘調査され、ごく最近になつて日本でも紹介されるようになった⁴⁸。当地では「唐天壇」と俗称される唐代のこの圓丘には石や磚は使われておらず、茫々と茂る夏草のため小さな古墳のようにみえてしまう。⁴⁹

圜丘壇祭祀は高麗時代に祈穀・祈雨祭の二形態が導入され、高麗国王は冬至の祭天儀礼を避けていた。⁵⁰⁾王朝交替後の朝鮮時代には太祖三年（一三九四）に圜丘壇を「圓壇（円壇）」と改称し、その祭祀儀礼はおもに臨時の祈雨祭として機能したが、世宗代になると宗主国の大明に対する名分論から廃止された。⁵¹⁾当時の儒者官僚のあいだでは、天を祀ることができるのは天子、つまり中国の皇帝のみであると理解されていたからである。

世祖による圜丘壇祭祀の復活に関しては中村栄孝氏による先駆的な研究論文があり、最近では韓亨周・金相泰氏による二編の論考を得た。⁵²⁾世祖三年正月に圜丘壇祭祀が復活した理由については実録記事に明確な記録がないため、従来の研究では世祖代における「民族意識」の高揚に復活の原因を求めていた。しかし、当時の政治状況からみて、いわゆる死六臣事件と関連づけたほうが妥当であろう。⁵³⁾前年の世祖二年六月に端宗の復位計画が露見し、成三問ら六人の重臣が処刑された事件である。同年一二月に議政府は上王端宗の追放を上疏し、その後に何ら論議もないまま礼曹が圜丘壇の規模について報告している。⁵⁴⁾急場のことゆえ、このときの圜丘壇はあらたに造営されたものではなく、崇礼門（南大門）外の木覓山（南山）南面の中腹にあつた従来の祭壇を修築して正月一五日の祭祀儀礼に間にあわせたようである。⁵⁵⁾

筆者の関心は、世祖代における圜丘壇祭祀の開設と望闕礼の実施との相関関係にある。皇帝のみが行いうる祭天儀礼と明帝を遙拝する望闕礼ははたして併存するのか、という疑問である。望闕礼は明帝と朝鮮国王との君臣関係を確認する国家儀礼である。にもかかわらず、世祖が祭天儀礼に相当する圜丘壇祭祀を実施する

ことは、当時の東アジアにおける國際慣例を破ることになるのではないかだろうか。現実の冊封体制からの離脱は実際問題としては不可能であつたにせよ、觀念上は君臣関係からの離脱につながる。そこで、世祖代の圜丘壇祭祀開設状況を実録記事に基づいて整理したのが【表I】である。

【表I】世祖代における圜丘壇祭祀の開設状況

	年月日	内 容
1	3・正・15	上具冕服、登壇、行祭如儀、(後略)
2	4・正・15	親祀圜丘、百官行賀礼、不受、
3	5・正・13	親祀于圜丘、還御思政殿、命召隨駕宗親・宰枢・諸將・承旨等入侍、設酌、(後略)
4	6・正・15	親祀圜丘、還宮、老人・儒生等侍立於崇礼門内、命除之、賜老人酒肉、命除百官賀礼、
5	7・正・15	親祀圜丘、還宮、百官陳賀、不受、御忠順堂、召宗親・宰枢・承旨、設小酌、又御麟趾堂、設酌、
6	8・正・15	親祀圜丘、還景福宮、百官行賀礼、御勤政殿、設飲福宴、接見琉球國使臣普須古等、(後略)
7	10・正・15	祀于圜丘、用新制樂(=定大業・保太平の樂)、(後略)

*この表は、韓亨周氏の前掲論文に収録された「世祖代祭天礼施行一覽表」(126頁)を参考に、筆者が一部修正のうえ原文史料を付して作成した。表の年月日は『世祖実録』の当該年月日条による。

【表I】を参照しつつ、世祖代に復活した圜丘壇祭祀の性格と廃止の理由を考えてみたい。まずは、さきに引いた世祖三年正朝の国家儀礼（史料I）からわざか二週間をへた、正月一五日の実録記事をみてみよう（【表I】の1に対応）。

M上具冕服登壇、行祭如儀、昊天上帝・皇地祇位及太祖位、親

行三獻、大明及風雲雷雨位、世子行三獻、夜明及東西南西北海

岳瀆・山川位、領議政鄭麟趾行三獻、(後略) (『世祖実録』)

卷六、三年正月庚辰〔一五日〕条)

漢城南郊の圜丘壇に祀られた神々が史料Mに記録されている。

注目すべきは、世祖が親しく三獻礼(祭祀のとき三度杯を捧げる
こと)を執り行つた三種の神位、つまり天空の最高神である昊天
上帝、土地の神である皇地祇、そして朝鮮王朝を開創した太祖李
成桂である。すでに韓亨周氏が指摘したように、これらは天・地・
人のいわゆる三才であつて、世祖はこれらの神々を祀ることによ
り朝鮮王朝の正統性を誇示し、ひいてはこの祭祀儀礼を主宰する

世祖自身の立場を文武百官の前でアピールした。^[57] 配位(主神のほ
かにあわせ祀る神)として祀られた大明と夜明はそれぞれ太陽と
月を象徴し、風雲雷雨と岳海瀆・山川が自然神に相当することは
いうまでもない。以後、圜丘壇祭祀は上元の正月一五日を定例の
開設日とし、世祖の在位一四年のうち、都合七回にわたつて実施
された。実録記事には、

礼曹啓、謹按周礼及開元礼、皆於冬至祀天、今後依古制、每
年冬至祀天、命用正月十五日、(『世祖実録』卷六、三年二月
庚申〔二六日〕条)

とあり、礼曹は『周礼』と『大唐開元礼』(七二二年成立)を参考に、冬至にあわせて圜丘壇祭祀を開設するよう要請した。^[58] しかし、世祖も歴代の朝鮮国王と同様に結果的には冬至の祀天礼を避けている。このとき採用した「正月十五日」の典拠に関してはいまのところ不明とせざるをえないが、当時の儒者官僚は冬至に実

施する祀天礼こそが本来の圜丘壇祭祀である、と理解していたよ
うである。

さて、【表I】から一見して気づくのはまず第一に、世祖五年
の正月には一五日ではなく一二日に実施されたところであろう
(【表I】の3)。これは食(蝕)を為政者の不徳によるものと考
える天譴思想による措置である。一五日当日はちょうど月食にあ
たり、世祖は定例の圜丘壇祭祀を繰り上げて実施したのである。^[59]

かつて太宗一三年(一四一三)正朝は日食にあたり、そのため太
宗は定例の望闕礼を中止し、群臣の朝賀も受けなかつたことがあ
る。^[60] それゆえ、定例の国事行為を日食・月食のために中止したこ
とは異例ではない。

第二に、世祖九年正月には圜丘壇祭祀を実施しなかつたことに
気づく。中止の理由は次の実録記事にみえるごとく、世祖の病気
であった。

N停圜丘祭、初、礼曹以上不豫、調攝未久、請攝行、領議政申
叔舟・左議政権撃等議啓、凡祀事、若有不得已祈禱、則遣官
攝行可也、若無祈禱行、則親行、否則不行、春秋云、不改ト
夫、不改ト云者、不行云耳、今圜丘祭、既有故而不行、則必
攝行、上令承政院稽古制、(中略)上、竟從政府之議、停
之、(『世祖実録』卷三〇、九年正月丙申〔六日〕条)

当初、礼曹は「上の不豫」つまり世祖の病氣を理由にしかるべき官員を派遣して祭祀儀礼を代行する攝行(有司攝事という)を提案したが、領議政申叔舟等は「今、圜丘祭は既に故有りて行わ
ざれば、則ち何ぞ必ず攝行せん」と上奏し、世祖はこれを受け入れて圜丘壇祭祀を中止するに至つた。^[61] 翌日、礼曹判書李克培と参

判金吉通は「古制に依り、首相を遣して撰行せんことを請う」と、圜丘壇祭祀の代行を再度建議したが、世祖はこれも却下している。⁽⁶³⁾

【表Ⅰ】に示したとおり、世祖代の圜丘壇祭祀はすべて親祭である。世祖が圜丘壇祭祀を王世子（のちの睿宗）に代行させることさえなかつたところには、彼の圜丘壇祭祀に対する確固たる意志を読み取ることができる。世祖みずからが天を祀つてこそ、王権の正統性を天下に知らしめることが可能となる。つまり、圜丘壇祭祀の撰行は世祖にとっては何ら意味を持ちえない。

第三に、世祖一〇年を最後に圜丘壇祭祀の記録が途絶えることである（【表Ⅰ】の7）。この年一二月の実録記事には次のように記されている。

○命停明年正月圜丘祭、（『世祖実録』卷三四、一〇年一二月丁亥〔八日〕条）

中止の理由については何ら記録がない。それどころか、この史料Oは事実上、圜丘壇祭祀の一時的な中止ではなく廃止を意味することとなつた。そもそも、世祖代における圜丘壇祭祀復活の理由については実録記事に明確な記録はなく、廃止の理由も右に掲げた史料Oのようには判然としない。単純に、このときは世祖の健 康上の理由から圜丘壇祭祀を一時的に中止したにすぎない、とも考えられる。ただ、世祖が圜丘壇祭祀を復活したのはみずからの一 位継承の正統性をアピールするところにあつたとすれば、世祖一〇年の頃にはすでにその目的を達成し、もはや圜丘壇祭祀を継続する必要性がなくなつたのではないか、と推測される。換言すれば、世祖の王権が搖るぎないものと認識されたのは世祖一〇年の頃ではなかろうか。この年の圜丘壇祭祀で演奏された「定大業・

保太平の樂」（【表Ⅰ】の7）の意味も問う必要があろう。この会 礼樂舞については後述することとし、圜丘壇祭祀が復活した世祖三年以後の望闕礼に眼を轉じよう。

3、世祖四年以後の望闕礼

ここでは、世祖三年正朝（史料L）以後、つまり世祖四年以降の望闕礼の実施状況について検討することにしたい。【表Ⅱ】は世祖代における望闕礼の実施状況を整理したものである。ただし、煩雑を避けるために聖節・千秋節の望闕礼は省略し、正朝・冬至に実施される二種の望闕礼に限定した。また、筆者は望闕礼後の朝賀礼と会礼宴も一連の国家儀礼と考えており、朝賀礼と会礼宴の実施状況ならびに特記事項をあわせて添付した。

管見の限り、世祖代における正朝・冬至の国家儀礼に関する事例は、【表Ⅱ】に示したとおり二例である。⁽⁶⁴⁾【表Ⅱ】からはまず第一に、世祖八年以後、望闕礼に関する記録が途絶えることに気づくであろう。これについては次に掲げる実録記事が答えてくれる。

P礼曹啓、正朝望闕賀礼事、伝曰、前此、予不親行望闕礼、則百官獨行之、甚不可、自今、予不親行、則百官亦勿行、
（『世祖実録』卷二九、八年一二月己丑〔二九日〕条）

この史料Pの後半に「自今、予、親しく（望闕礼）を行わざれば、則ち百官も亦た行うこと勿かれ」とみえるごとく、世祖が望闕礼を実施しない場合は百官による望闕礼の代行も禁じたことを伝える。同時に、世祖の伝旨の前半に「此より前、予、親しく望闕礼を行わざれば、則ち百官独り之を行う。甚だ不可なり」とあ

【表Ⅱ】世祖代における望闕礼の実施状況

	年月日	望闕礼	主宰者	朝賀礼	会礼宴	特記事項
1	元・11・5	○	世祖	○		倭人隨班し、土物を献上
2	2・正・1	○	世祖		○	倭・野人500余人隨班
3	3・正・1			○	○	野人大護軍金阿郎哈等29人を引見
4	4・正・1				○	日本国管領使者曾齡・護軍井大郎・藤仇郎等13人を引見
5	4・11・8	○	世祖	○	○	
6	5・正・1	○	百官	○	○	唐人・倭野人等、侍宴
7	6・正・1	○	世祖	○	○	倭人迎酒毛・野人阿羅哈等31人、侍宴
8	7・正・1			○	○	
9	7・11・11	○	百官	○		
10	8・正・1			○	○	琉球国使臣、酒樂を賜る
11	8・11・23			○	○	日本国王使等、入侍
12	9・正・1			○	○	
13	10・正・1			○	○	倭・野人、勤政殿上にて歌舞
14	10・11・14			不受		
15	11・正・1			○	○	定大業・保太平の舞を奏す。倭・野人、勤政殿上にて舞い、御饌・酒肉を賜る
16	11・11・24				○	
17	12・正・1			○	○	定大業・保太平の舞を奏す。倭・野人、馬を争う
18	12・11・6			○	○	
19	13・正・1				○	野人知中枢院事金麻尚哈8人・倭僧4人、侍宴
20	13・11・17			不受		雨雪のため事前に中止の命
21	14・正・1				○	倭・野人の来朝者も参席

*表の年月日は『世祖実録』の当該年月日条による。なお、1・2は圓丘壇祭祀復活以前、3~14は圓丘壇祭祀の復活期、15~21は圓丘壇祭祀廃止後の事例である。

るのは、世祖八年以前は世祖が望闕礼の実施に對して積極的ではなかつたことを証する。即位後初めての冬至と正朝こそ世祖はみずから望闕礼を実施した（【表II】の1・2および前掲史料J・K、参照）が、世祖三年以降同八年以前の場合、世祖による望闕礼の親行はわずかに二回（【表II】の5・7）、百官による代行が二回（【表II】の6・9）であつて、世祖三・四・七年の正朝に望闕礼を実施した形跡はない（【表II】の3・4・8）。さらに世祖八年以後、世祖は望闕礼を一度も実施することではなく、百官はもちろん王世子でさえこれを代行することはなかつた。こうした世祖の望闕礼に対する姿勢は、彼の圜丘壇祭祀に対する考え方と共通している。世祖七年正月の記録をみてみよう。

Q承旨等、以上未寧、請停親祭圜丘、伝曰、予疾不甚苦、第觀明日証候、有頃伝曰、宗廟春享大祭、令王世子撰行、承旨等啓、宗廟既令世子撰行、況圜丘在郊外、不可触冒風寒、請亦令撰行世子、伝曰、吾不與祭、如不祭、宗廟・圜丘、皆欲親

祭、（『世祖實錄』卷二三、七年正月壬子「一一日」条）

圜丘壇祭祀は世祖がみずから実施しなければならない国家儀礼であり、世祖は王世子による代行させ認めなかつた。そして、四日後の正月一五日に世祖は病をおして郊外にある圜丘壇に親祭した（【表I】の5）。史料Qに「予の疾、甚だしくは苦しからず」とみえるように、この頃の世祖の体調は決してよくはなかつたものと推察されるが、世祖八年と同一〇年には圜丘壇での親祭を実施している（【表I】の6・7）。世祖九年の場合、世祖の病気のためにやむなく圜丘壇祭祀を中止したことについてはすでに検討済みである（史料N）。世祖の圜丘壇祭祀に対する強い意志は

「吾れ祭りに與らざれば、祭らざるが如し。宗廟・圜丘は皆な親せんと欲す」との発言に凝縮されている。郊外にある圜丘壇へ行幸して祭祀儀礼を主宰することは、体調を崩した世祖の身体には應えたであろう。にもかかわらず、南郊に行幸するまでもなく王宮の正殿で実施できる望闕礼は世祖八年以後、実施された形跡はない（【表II】の10～21）。したがつて、世祖は対明遙拜儀礼である望闕礼よりは、みずからの王位繼承の正統性を誇示する圜丘壇祭祀を重視していた、と考えてよいだろう。

4、世祖の世界観

【表II】から第二に気づくことは、朝賀礼と会礼宴はほぼ毎年実施されていることである。とりわけ、正朝・冬至の会礼宴は相変わらず華やかであったことに留意しておかなければならぬ。⁽⁶⁵⁾ 会礼宴という儀礼空間には世祖の世界観が垣間みえるからである。そこで次に、会礼宴の具体的な記録を三例掲げよう。

R百官行望闕礼、御勤政殿、受賀礼、仍御月台上、設会礼宴、唐人・倭・野人等亦侍、三爵而罷、賜侍衛軍士酒、（『世祖實錄』卷一五、五年正月甲申朔条）

S上御仁政殿、受朝賀、王世子率百官、賀中宮、○上與中宮御仁政殿、王世子與宗親・宰枢進豊呈、（後略）○賜酒樂于琉球國使臣、命戸曹判書曹錫文押宴、（同書卷二七、八年正月丙申朔条）

T百官賀冬至、又賀于王世子、上御勤政殿、設冬至宴、王世子與侍宴官・日本國王使等入侍、（同書卷二九、八年一月癸丑「二三日」条）

世祖五年正朝の史料Rでは、百官による望闕礼の代行、勤政殿での朝賀礼、そして月台上⁽⁶⁶⁾で催された会礼宴とつづき、宴席には「倭・野人」とならんで「唐人」の姿がみえる。管見の限り、正朝・冬至の会礼宴に「唐人」が参席したこと 등을伝える記録は、この史料Rが初出である。「唐人」とのみ記されるため、明からの正式な使節ではなく、私的な商人であろうかとも思われる。しかし、前後の実録記事を徴すれば、おそらく前年一二月に忠清道に漂着した明の下級軍人である「唐人鎖慶等四十五人」の一行と判断して大過ないであろう。朝鮮の王宮内で催された会礼宴には東方の日本と北方の女真に加え、西方の明から漂着した軍人までが参席していたことは注目に値する。異域からの人々を前に、世祖は「夷」をしたがえる皇帝のごとき気分に浸つたことであろう。このときの望闕礼の実施は百官に委ねており、世祖みずからは明の皇帝を遥拝していない。

第二の史料Sはすべて同一日中の記録である。望闕礼が実施された形跡はないが、仁政殿を舞台に正朝の朝賀礼と豊臣が催されている。注目すべきは「琉球國使臣」の登場である。このときの「琉球國使臣」とは、漂流民を送還するとともに大藏経を求めて來朝した正使普須古・副使蔡璟の一⁽⁶⁸⁾行である。周知のように、成宗元年(一四七〇)頃から大藏経を朝鮮に求めるあやしげな偽琉球使が出没するが、この普須古一行は偽使ではなく、琉球國中山王が派遣した正式な使節である。⁽⁶⁹⁾翌二日の夕刻に世祖は中宮とともに景福宮で火山棚を観覽し、そこには「琉球國使及び倭・野人」も召されている。琉球國王使の到着後、世祖は毎月一五日に実施される定例の賀礼に「倭・野人」とともに随班を命じていたが、

突然の降雨のためにかなわなかつた。⁽⁷⁰⁾琉球國王使の普須古一行に対する朝鮮側の歓迎ぶりは、この年の圓丘壇祭祀後に勤政殿で開かれた飲福宴(祭礼後に神酒を飲んで神の福を受ける宴)に彼らを招いたことからも充分に察せられる([表I]の6)。さきの史料Rでわれわれは東方の「倭人」、北方の「野人」、そして西方の「唐人」の姿をみたが、この史料Sでは南方の琉球國王から派遣された使節が正朝の宴にあずかり、その翌日には火山棚を前にして「倭・野人」と相まみえている。朝鮮を中心四方からの異域の人々が集う漢城の儀礼空間は、さながら朝鮮を中心とする華夷秩序の擬似空間のようである。

第三の史料Tには倭人ではなく「日本國王使」の姿がみえる。室町幕府第八代將軍足利義政が派遣した正式な使節であり、兵火に見舞われた大和州の天台教寺(多武峯⁽⁷¹⁾)の復旧費用を求めて来朝した。⁽⁷²⁾やがて正使の僧順惠一行は世祖より大藏經一部と銅錢一五〇〇貫のほか土産を賜つて帰国するが、「日本國王使」の参席は世祖の王権を国内の文武百官にアピールするには充分な演出効果があつたであろう。当時、大藏經の贈与を要請する足利義政の書契には、世祖を皇帝になぞらえて讃美する文言、とりわけ明確に「陛下」と呼んだ事例がある⁽⁷³⁾からである。もちろん、足利政権の真意としてはおそらく魅力的な「回賜」をめあてにした修辞であろうし、経済的要因を度外視して当時の日朝関係を論じるのはいささか慎重さに欠けよう。ただ、王権を修飾せんとする世祖にしてみれば、朝鮮の経済が破綻しない限りは日本使節であれ琉球使節であれ、異域からの通行者を外交儀礼の場(つまりは政治の場)で最大限に利用しようとしていたのではないか。たと

え、彼らが偽使であったとしても、である。

また、次の記録はいかにも酒宴らしい様子を伝える。

U御勤政殿、受朝賀、設会礼宴、王世子與領議政申叔舟・河東府院君鄭麟趾等、以次上寿、奏定大業・保太平之舞、五爵而罷、倭・野人亦與焉、倭・野人争馬、相與鬭於道、野人被逐、馳馬、突入光化門、命兵曹鞠把門軍士、（『世祖実錄』卷二八、一二年正月甲辰朔条）

史料Uに「勤政殿に御して朝賀を受け、会礼宴を設く」とみえるごとく、世祖一二年の正朝は朝賀礼から始まっており、明帝に対する君臣儀礼である望闕礼が実施された形跡はない。この時点ではすでに圓丘壇祭祀も廃止されており、世祖の王権が搖るぎなものとなっていたことを示唆する。この日の会礼宴には王世子

をはじめ、政界の重鎮である申叔舟・鄭麟趾等が参席し、「定大業・保太平之舞」が奏でられた。申叔舟がかの『海東諸国紀』（成宗二年、一四七一）の著者であり、「殊俗を撫接（＝安んじ近づけること）」するために応接の儀礼を「朝聘應接紀」として体系づけたことは周知のとおりである。⁷⁶ また、「定大業・保太平之舞」とは、かつて世宗が創製した樂舞の歌詞と樂曲を世祖九年に減じてリニユアルした会礼樂舞であり、世祖一〇年以後は宗廟祭祀として採用され、圓丘壇祭祀に際しても演奏された（『史料I』の⁷⁷）。世宗の文徳を讃える「保太平（太平を保つ）」は初献礼に演奏して文舞を舞い、武功を讃える「定大業（大業を定む）」は亞獻・終獻礼に演奏して武舞を舞う。正朝の国家儀礼においてこの会礼樂舞が奏でられたのは前年の世祖一一年につづいて二度目である。⁷⁸ 史料Uによれば、この年正朝の会礼宴には「倭・野人

も宴にあずかっている。このとき興に乗った日本人と女真人は馬を競い合い、追われた女真人は勢い余って景福宮の正門である光化門に突入してしまった。しかし、彼らは咎を受けることはなく、門番の軍人が処分されてしまう。会礼宴を主宰する世祖がホストとしての寛大さを伝える記録である。太平を保ち大業を定めた朝鮮国王世祖の、日本・女真に対する華夷意識のあらわれとみてもよいだろう。二週間後の正月一五日には大規模な官制改革が実施され、永世遵守の法典である『経国大典』の基盤が築かれつつあつた頃である。

むすびにかえて — 講題と展望 —

以上、一五世紀朝鮮の王宮内で実施された対明遙拝儀礼について、第七代朝鮮国王の世祖代を中心にその実施状況を追究してみた。とくに注目したのは当該期における望闕礼と圓丘壇祭祀のあり方である。世祖の治世年間は朝鮮時代史上、まれにみる時代であったといつても過言ではあるまい。世祖は中国の皇帝のみが行いうる祭天儀礼を王都漢城の南郊で実施し、その一方で明の皇帝を遥拝する望闕礼を放棄してしまった。たしかに第四代朝鮮国王の世宗も晩年は望闕礼を実施しなかつたが、その場合は王世子または百官に代行させることにより望闕礼を継続させた。しかし、世祖は王世子による代行さえ認めなかつたのである。

では、世祖代以後、朝鮮国王による望闕礼は廃止されたのではないか、という疑問も生じよう。そこで、誤解を招かぬよう、第九代朝鮮国王の成宗代（一四六九～九四年）の記録を最後に掲げ

ておく。

上率百官、行望闕礼于仁政殿、進表裏于大王大妃・王大妃・仁粹王妃殿（大王大妃殿、有賀箋）、○御仁政殿、受賀、○御仁政殿、行会礼宴、倭人・野人入參、命野人金波乙大進爵、又賜李多弄介酒、又賜倭人・野人物、有差、（『成宗實錄』卷九、二年正月甲戌朔条）（史料中の「」内は割註）

成宗は文武百官を率いて昌徳宮の正殿仁政殿にて望闕礼を実施し、百官の朝賀礼を受けたあと、会礼宴を催した。望闕礼→朝賀礼→会礼宴とつづく、正朝の典型的な国家儀礼である。会礼宴に出席した「倭人・野人」に朝鮮国王が酒を振る舞い、下賜品まで与えたことも一五世紀前半の実録記事には頻繁にみえる光景である。世祖代の正朝の記録とは対照的であることは、この一例だけでも充分であろう。否、世祖代の正朝の記録が異例であったといふべきである。

もちろん、世祖代以後、朝鮮国王による圜丘壇祭祀はついに一度も実施されることなく朝鮮は近代を迎える。一八九七年、景福宮のほぼ真南にある城内の南別宮⁽³⁾に圜丘壇が花崗岩で築造され、同年一〇月一二日（陰曆九月七日）、ここで祭天儀礼を実施した。第二六代朝鮮国王高宗（位一八六三～一九〇七年）は大韓帝国の皇帝として即位した。⁽⁴⁾ 圜丘壇それ自体は日本による植民地時代に跡形もなく破壊され、その地には現在、西洋式ホテルのパイオニアであるウエスティン・チヨーソン（旧朝鮮ホテル）が聳えている。ホテルの敷地内にたたずむ八角三層の皇穹宇こそが圜丘壇の唯一の遺構であり、天帝以下の神々の位牌はここに奉安された。課題はなお山積みである。たとえば、壬辰・丁酉倭乱を迎えた

【付記】本稿は、二〇〇一年度日本学術振興会科学研究費補助金

（基盤研究C（2）。研究課題「高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究」、課題番号一三三六一〇四三五）による研究成果の一部である。

註

- (1) 末松保和『高麗朝史と朝鮮朝史（末松保和朝鮮史著作集5）』（吉川弘文館、一九九六年一〇月）「麗末鮮初に於ける対明関係」（初出は京城帝国大学文学会編『史学論叢』第二、岩波書店、一九四一年一一月）二六四～二六五頁。
- (2) 中村栄孝「朝鮮の慕明思想と大報壇」（『天理大学学報』第

七八輯、一九七二年三月）二二〇～二一七頁。

（3）桑野栄治「朝鮮小中華意識の形成と展開——大報壇祭祀の整備過程を中心に」（朴忠錫・渡辺浩編『国家理念と対外認識——17～19世紀（日韓共同研究叢書3）』慶應義塾大学出版会、二〇〇一年五月）一六〇頁。

（4）『經國大典』卷二、礼典、朝儀条。

（5）桑野栄治「朝鮮初期の対明遙拝儀礼——その概念の成立過程を中心に」（『久留米大学比較文化年報』第一〇輯、

二〇〇一年三月）。

（6）朝鮮世祖代における対明遙拝儀礼の概要については、桑野栄治「ソウルの儀礼空間——朝鮮世祖代の望闕礼と圜丘壇祭祀」（『アジア遊学』第三四号「特集・ソウル」、勉誠出版、二〇〇一年一二月）においてすでにその一部を紹介した。しかし、紙幅の制限により論証を省いたところも少なくない。本稿では、この小稿をもとに一五世紀ソウルの儀礼空間をあらためて詳しく論じることにしたい。

（7）岸本美緒・宮嶋博史『明清と李朝の時代』（中央公論社、一九九八年四月）「1 東アジア世界の地殻変動」四一頁。

（8）本節では原文史料の引用は省略する。詳細は、桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遙拝儀礼」、参照。

（9）「回回」が正朝・冬至の国家儀礼に参席するのは、世宗八年正朝を初見とする。『世宗実錄』卷三一、八年正月丙申

朔条。桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遙拝儀礼」一一二（一一三頁）。

なお、「回回」については米谷均氏より懇切な書簡を通

して、あるいは高麗時代に移住した色目人（元代、その統治下にあった西方系諸民族）の子孫などが朝鮮時代になつても一種のコロニーを形成していたのではないか、との助言を得た。史料の制約はあるものの、「回回」の実態についてはたとえば実録記事中に次のとおり事例がある。

a 日本丹州使、詣闈辞、有回回沙門都老、率妻子、與之偕

來、願留居、上命給家、以居之、（『太宗実錄』卷一三、七年正月壬申「一七日」条）

b 九州回回沙文、遣彦次郎、献礼物、一岐上萬戸道永、亦獻土宜、發還被擄人口、（同書卷二九、一五年五月辛酉「二五日」条）

c 賜回回沙門都老米五石、（『世宗実錄』卷一五、四年二月戊子朔「一日」条）

史料a cにみえる「回回沙門都老」の場合、太宗に家族ともども朝鮮に居留を認められたうえ、家屋と米まで支給されている。ただ、史料bに「九州の回回沙文、彦次郎を遣わして礼物を献ず」とあることから、「回回」は商業活動に従事することもあり、その活動範囲は朝鮮半島にとどまらず、日本の九州地方にまでおよんでいたと察せられる。彼らがのち朝鮮に帰化したことを示唆する事例が次の史料である。

d 札曹啓、（中略）又啓、回回之徒、衣冠殊異、人皆視之、以為非我族類、羞與為婚、既為我国人民、宜從我国衣冠、不為別異、則自然為婚矣、且回回、大朝会祝頌之礼、亦宜停罷、皆從之、（『世宗実錄』卷三六、九年四月壬戌

〔四日〕条)

この記録では、当時の朝鮮人の眼に異様に映つていた「回回」は婚姻を避けられていたが、礼曹は「既に我が國の人民と為る」と発言して「回回」に対する政府の見解を示している。おそらく太宗七年以降、世宗九年頃までに朝鮮政府は「回回」の同化政策を進めていたのであろう。世

宗九年正朝の朝賀礼に「向化回回」が参賀した（同書卷三五、九年正月庚寅朔条）のち、「回回」が正朝・冬至の国家儀礼から姿を消すこともこれを裏打ちする。

(10) 世祖による王位篡奪と後述する「死六臣事件」については、たとえば震檀学会編（李相伯著）『韓国史（近世前期篇）』（乙酉文化社、서울、一九六二年三月）「第一編第一章 王權의確立」九一～九六頁。

(11) 千秋節ではなく正朝の事例ではあるが、「帝正を遙賀す」との記録がある。『太宗実録』卷七、四年正月癸卯朔条、同書卷一三、七年正月丙辰朔条。

(12) 桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遙拝儀礼」一二九頁。世宗二八年の事例は以下のとおり。

世子行冬至祭別于輝德殿、（『世宗実録』卷一一四、二八一年一月丙戌〔二二日〕条）
百官行冬至望闕礼于景福宮、仍詣時御所、進表裡・鞍馬、諸道進箋、（同書卷一一四、二八年一一月己丑〔二五日〕条）
(13) 左議政皇甫仁・右議政南智・左參贊鄭甲孫らの意見がそ
である。『文宗実録』卷二、即位年七月乙丑〔二三日〕条。

(14) 『新增東國輿地勝覽』（中宗二六年、一五三二）卷一、京畿高陽郡、駅院条、碧蹄駅の項に、「中朝使臣入王京、前

一日必宿此駅」とある。

(15) この決定は聖節の二日前である。

礼曹啓、国喪三年内、正至・聖節・千秋望闕礼時、除舞踏、從之、（『文宗実録』卷三、即位年八月壬申朔条）

(16) 村井章介『國境を超えて－東アジア海域世界の中世』（校倉書房、一九九七年一二月）「III 倭人たちのソウル」（初出は、『月刊韓国文化』通巻一七五・一七六号「特集・ソウル定都六〇〇年」、一九九四年六・七月）には、朝鮮の宮中儀礼に参加した「倭人と野人」の群像が平易に描かれており、示唆に富む（二三三一～二三五頁）。

(17) 原文は以下のとおり。

百官遙賀聖節、上以喪三年不出、（『文宗実録』卷九、元年八月戊申〔三日〕条）

(18) 『文宗実録』卷一〇、元年一一月乙卯（二二日）条。

(19) 末松保和『朝鮮史と史料（末松保和朝鮮史著作集6）』（吉川弘文館、一九九七年一月）「李朝実録考略」（初出は、『學習院大学文学部研究年報』第五輯、一九五七年三月）

三三二頁。

(20) 『端宗実録』卷二、即位年八月癸亥（三日）条。

(21) 『端宗実録』卷四、即位年一〇月乙卯（二七日）条。

(22) 朝服は元旦・冬至のほか、詔勅の頒布、進表の際に着用す

- (23) 事大文書を管掌する承文院の校理は從五品官。桑野栄治「李朝初期における承文院の設立とその機能」(『史淵』第133輯、九州大学文学部、一九九四年三月)三五頁。
- (24) 『端宗實錄』卷一二、二年九月乙亥(二七日)条。
- (25) かつて世宗は明帝に『宋史』の下賜を願い出たが、かなわなかつた。金斗鐘『韓国印刷技術史』(探求堂、서울、一九七四年一〇月)「第三篇第2章第2節 四書・五經 및 性理大全의 板刻」一四四頁。
- (26) 『端宗實錄』卷一〇、二年正月癸丑朔条。
- (27) 端宗は政府の力請に折れて、後日、豊儲倉副使(國用の錢穀の収支を掌る官庁の次官)宋茲寿の娘が王妃として冊立された。『端宗實錄』卷一〇、二年正月庚戌(二二日)条。
- (28) 『璿源系譜紀略』(東京大学総合図書館阿川文庫蔵。請求番号はG-二三一一九五。光緒元年〔一八七五〕内賜本)璿源世系。
- (29) 『世宗實錄』卷一、即位年一〇月丁亥(二一日)条に、「國僚は同年冬至の向闕礼(望闕礼)ではじめて朝服を着用した。高光林『韓國의 冠服』(和成社、서울、一九九〇年一〇月)「金冠 朝服에 閨한 研究 - 朝鮮時代를 中心으로」二五九頁。
- (30) 朝鮮初期、仲月(二月・五月・八月・二月)に功臣の勲労をねぎらうために王朝国家が催した宴。仲朔宴ともいう。檀国大学校附設東洋学研究所編『韓國漢字語辞典』卷一(檀国大学校出版部、서울、一九九二年九月)二七五頁。
- (31) 鬼を追い払い、慶事を迎え入れるための雑戯。李杜鉉『朝鮮芸能史』(東京大学出版会、一九九〇年一月)「第三章 近世の芸能」八〇~八一頁。
- (32) 火棚・火山台ともいう。禁苑にやぐらを組んで灯籠を山の形にならべた舞台施設。檀国大学校附設東洋学研究所編『韓國漢字語辞典』卷三(檀国大学校出版部、서울、一九九五年三月)二六四頁。李杜鉉、前掲書『朝鮮芸能史』「第三章 近世の芸能」八一頁。
- (33) 歳末の宮中儀礼の一環としては火棚の観覧のみならず、倭人・野人を集め「砲火を觀る」こともあつた。『世祖實錄』卷三四、一〇年一二月戊申(二九日)条、同書卷四〇、一二年一二月丁卯(三〇日)条。
- (34) 端宗二年暮れの実録記事には、
- 日本国一岐州知主志佐源義、遣人、來獻土物、(『端宗實錄』卷一二、二年一二月丙午〔三〇日〕条)
- とある。壱岐・松浦地方の有力者の一人と推定される源義については、田村洋幸『中世日朝貿易の研究』(三和書房、一九六七年九月)「本論第二章 壱岐・松浦地方の対鮮貿易」八四七頁に、「新たに封爵せられたる功臣」とある。前後関係から推して、ここでは靖難功臣を指すと判断してよからう。

易」三〇一～三〇二頁、参照。

(35) 『世祖実録』卷一、元年七月丁丑（四日）条。この日、宗廟祭を終えて還宮した世祖は勤政殿にて百官の賀礼を受け、恩赦の令を下した。

(36) 類似の表現として「樂縣而不奏」「樂部陳不作」とも記録される。『世宗実録』卷一一、三年正月甲子朔条、同書卷五五、一四年正月辛酉朔条。

(37) 『世祖実録』卷二、元年八月戊申（五日）条。社稷祭を終えて王宮にもどった世祖が全国に恩赦の令を出したことはいうまでもない。

(38) 『世祖実録』卷一、元年七月庚寅（一七日）条。

(39) 王都漢城の空間構造の特徴については、吉田光男「朝鮮近世の王都と帝都」（『年報都市史研究』7「特集・首都性」、一九九九年一〇月）が示唆的である。また、漢城における祭祀儀礼施設の概要是、桑野栄治「都市と儒教文化」（月刊韓国文化）通巻二三一号「特集・朝鮮王朝時代の都市」、一九九九年一月）、参照。

(40) 『世祖実録』卷一、元年閏六月己未（一五日）条。

(41) 日本使節と琉球使節の朝賀礼隨班については、桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遙拝儀礼」一一六～一二二頁。

(42) 参考までに、この直前には薩摩・五島・壱岐からの使者が到着し、土産を献上している。

日本国薩州藤熙久・五島宇久守源勝・一岐州真弓源永・

一岐守呼子源高、各遣使、來獻土物、（『世祖実録』卷三、元年一月壬申朔条）

田村洋幸氏によれば、壱岐の真弓氏と呼子氏が世宗二五年の濟州船掠奪事件後、朝鮮政府に協力して倭寇を捕送した諸氏であることを明らかにしている（同、前掲書『中世日朝貿易の研究』「本論第二章 壱岐・松浦地方の対鮮貿易」三〇二～三〇三頁）。それゆえ、正朝・冬至の国家儀礼に出席することが許された倭人のなかには、朝鮮側の倭寇対策に協力した人々とその末裔が多く含まれていたのではないか、と思われる。

(43) 『世祖実録』卷二、元年二月己酉（八日）条。この点について、中村栄孝『日鮮関係史の研究（下）』（吉川弘文館、一九六九年一二月）「一歳遣船定約の成立」一十五

世紀朝鮮交隣体制の基本約条」三六～三七頁に指摘がある。(44) 『成宗実録』卷五〇、五年二月乙巳（二四日）条。

(45) 『世祖実録』卷三、二年三月丁酉（二八日）条。『訥齋集』卷二、奏議、便宜二十四事。本稿では、『影印標点 韓國文集叢刊』9（民族文化推進会、서울、一九八八年一二月）所収の『訥齋集』（底本は韓国国立中央図書館蔵本。正祖一五年（一七九一）に丁酉字で刊行した初刊本）をテキストとした。なお、韓永愚『朝鮮前期 社会思想研究』（知識出版社、서울、一九八三年八月）「2、제2장 梁誠之의 社会・政治思想」ではこの『訥齋集』を根拠に「日本・女眞の使臣が常に数千名ずつ来朝し」たと述べる（五五頁）が、これは誤解であろう。

(46) 河内良弘『明代女眞史の研究』（同朋舎、一九九一年八月）

「第一部第十章 朝鮮世祖の字小主義とその挫折」三七八

- (46) 三八一頁。また、高橋公明「朝鮮遣使ブームと世祖の王権」（田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年四月）によれば、野人を北狄、倭人を南蛮と位置づけていた世祖は、異域からの使節が激増したにもかかわらず、みずからの權威づけのために通交統制を怠っていた、と指摘する（三五三～三四四頁）。
- (47) 朝鮮に投降・帰化して武官職を与えた女真人であり、朝鮮王朝は「受職女真人」を宮中儀礼に取り込もうとしていた。河内良弘、前掲書『明代女真史の研究』「第一部第十二章 女真人の朝鮮上京について」四二七～四三〇頁。
- (48) ケネス・R・ロビンソン「朝鮮王朝—受職女真人の関係と『朝鮮』」（『歴史評論』通巻五九二号、一九九九年八月）三四～三五頁。
- (49) たとえば、金子修一『古代中国と皇帝祭祀』（汲古書院、二〇〇一年一月）「第二部第五章 唐代皇帝祭祀の特質」一七二～一七四頁。丸山裕美子「天皇祭祀の変容」（大津透他『古代天皇制を考える』（日本の歴史8）講談社、二〇〇一年六月）一九九頁。
- (50) 筆者は二〇〇一年八月初旬に「唐天壇」を訪れる機会があり、かつて唐の皇帝が天帝を祀った最上壇の第四層（頂層）まで登ることができた。
- (51) 奥村周司「高麗の圜丘祀天礼について」（『早稲田実業学校研究紀要』第二一号、一九八七年三月）。
- (52) 中村栄孝「朝鮮世祖の圜丘壇祭祀について（上）」（『朝鮮学報』第五四輯、一九七〇年一月）。韓亨周「朝鮮世祖代의 祭天礼에 대한 研究－太·世宗代 祭天礼와의 비교·검토를 중심으로」（『震檀学報』第八一號、서울、一九九六年六月）、金相泰「朝鮮世祖代의 圜丘壇復設과 유�性格」（『한국학연구』第六·七合輯、仁川、一九九六年一二月）。
- (53) 韓亨周、前掲「朝鮮世祖代의 祭天礼에 대한 研究」二一八～二二一頁。
- (54) 『世祖実録』卷五、二年一二月丙午（一一日）条。
- (55) 中村栄孝、前掲「朝鮮世祖の圜丘壇祭祀について（上）」一三頁。ただし、当時の圜丘壇の正確な場所については不明なところが多い。この点は、平木實『朝鮮社会文化史研究II』（阿吽社、一九〇〇一年一二月）「朝鮮時代後期における圜丘壇祭祀について」（初出は、『朝鮮学報』第二七六・一七七合輯、二〇〇〇年一〇月）一二〇～一二九頁。
- (56) 世祖が朝鮮国王としての王権の正統性を朝鮮国内に知らしめるには、明帝による冊封は避けては通れない。明の冊封を王権の後ろ盾として利用できるからである。なお、世祖とその王妃が明の景泰帝より詔勅ならびに誥命・冕服・冠服を獲得したのは、世祖二年四月である（『世祖実録』卷三、二年四月己未（二〇日）条）。
- (57) 韓亨周、前掲「朝鮮世祖代의 祭天礼에 대한 研究」一二四頁。

(58) 金子修一氏は、「大唐開元礼」が編纂直後ただちに運用された礼書ではないため、「開元礼の記述と当時の礼の実態とを同一視してはならない」と注意を喚起する（同、前掲書『古代中国と皇帝祭祀』「第二部第五章 唐代皇帝祭祀の特質」一九〇頁）。

ただ、朝鮮政府の場合、各種国家儀礼の整備にあたってはこの開元礼を金科玉条のごとく、頻繁に参照していた。

(59) 【表I】の3で省略した箇所には次のごとくある。

是祭、必以毎年正月十五日、行之、至是、軍器判事金石梯啓、今月十五日、應有月食之變、故用此日、上問、書雲觀、月蝕之變、何不啓乎、對曰、世宗嘗教、月蝕未滿於分則勿啓、故未敢耳、上曰、自今、雖未滿亦啓、（『世祖実錄』卷一五、五年正月丙申〔一三日〕条）

皆既月食はもちろん「月食（蝕）之變」であるが、部分食の場合も王朝国家の大変とみなされていたことがわかる。

(60) 『太宗實錄』卷二五、二三年正月辛巳朔条。

(61) 前年の暮れ、つまり世祖八年一二月下旬に世祖が瀕死の状態にあつたことは、金相泰、前掲「朝鮮 世祖代の圜丘壇 復設」二二四頁に指摘がある。

(62) 圜丘壇祭祀の撰行に関しては金相泰、前掲「朝鮮 世祖代の圜丘壇 復設」二二三、二二六頁に詳しいが、筆者の関心は圜丘壇祭祀と望闕礼の実施状況ならびにその性格を比較検討することにより、世祖の王権を再検討することにある。

(63) 『世祖実錄』卷三〇、九年正月丁酉（七日）条。

(64) ただし、世祖九年の冬至に関しては次のごとき記録が残る。

伝于礼曹曰、明日冬至、停望闕礼、以權停例、行本朝賀礼、（後略）（『世祖実錄』卷三一、九年一月丁巳〔三日〕条）

これによると、世祖は冬至の望闕礼の停止とあわせて、朝賀礼を「權停の例」つまり簡略に挙行することを命じた。ところが、当日の実録記事は望闕礼の停止はもちろん、朝賀礼に関する記録さえ欠く。おそらく、朝賀礼は簡略に実施されたのではないかと思われるが、通常は朝賀礼後に開かれる会礼宴についても記録がない。そのため、世祖九年の冬至に関する事例は【表II】から除外した。

(65) 会礼宴に参席する「夷」の数それ自体は世祖二年正朝（『表II』の2、および史料K）をピークに激減するが、筆者は「夷」の多様性に注目したい。

(66) 越台ともいう。各種儀式を行えるよう殿閣のすぐ前に広く石を敷き詰めた上下層二重の基壇。杉山信三『韓國の中世建築』（相模書房、一九八四年一〇月）「第II編第2章 京城景福宮創建当初主要部分の配置」二二一頁。

(67) 「唐人鎖慶等四十五人」の一行は登州衛の総旗（明代、五〇人で編成した軍隊）であり、遼東の軍人の衣糧を輸送する途中に漂流した。彼らは世祖の厚遇を受けたのち、この年正月に遼東へ送還されている。『世祖実錄』卷一四、四年一二月甲子（一〇日）条、同書卷一五、五年正月癸巳（一〇日）・己亥（一六日）条。

(68) 『世祖実錄』卷二六、七年一二月戊辰（二一日）条。

(69) 普須古一行の帰国後、燕山君六年（一五〇〇）までの四〇年間に来朝した琉球使節は偽使と考えられる。田中健夫

『中世对外関係史』（東京大学出版会、一九七五年四月）「第二部第二 琉球に關する朝鮮史料の性格」三〇四～三〇八頁。村井章介『アジアのなかの中世日本』（校倉書房、一九八八年一一月）「IX 〈倭人海商〉の国際的地位

—朝鮮に大藏經を求請した偽使を例として」（初出は、田中健夫編、前掲書『日本前近代の国家と对外関係』）三四八～三四九頁。孫承詰『朝鮮時代 韓日関係史研究』（지성의샘、서울、一九九四年四月）「第2章II 조·유(朝·琉) 교린체제의 구조와 성격」（初出は、「朝鮮前期 对琉球交隣体制의 構造와 性格」『西巖趙恒來教授華甲紀念韓國史學論叢』亜細亞文化社、서울、一九九二年一二月）一一三～一一四頁。

(70) 原文は以下のとおり。

夕、上與中宮幸景福宮、觀火山棚、召琉球國使及倭・野人、觀之、（『世祖実録』卷二七、八年正月丁酉〔二日〕条）

(71) 原文は以下のとおり。

上、將幸景福宮、受朝賀、令琉球國使臣及倭・野人隨班、以雨停之、（後略）（『世祖実録』卷二六、七年一二月辛巳〔一五日〕条）

(72) 『世祖実録』卷二九、八年一〇月庚午（九日）条。世祖四年四月には慶尚道の名刹海印寺において大藏經五〇部がらに刊行され、世祖代は日本からの大藏經求請に対して

もつとも積極的に対応した時代であった。この点について

は、羅鐘宇『韓國中世對日交渉史研究』（圓光大学校出版局、益山、一九九六年二月）「第7章 朝鮮前期 高麗大藏經의 日本 伝授」二九二～二九三頁、参照。

(73) 『世祖実録』卷二九、八年二二月甲戌（一四日）条。

(74) 高橋公明、前掲「朝鮮遣使ブームと世祖の王權」三五四～三五五頁。

(75) たとえば、村井章介「中世人の朝鮮観をめぐる論争」（『歴史学研究』第五七六号、青木書店、一九八八年一月）四三～四四頁。

(76) 中村栄孝「『海東諸國紀』の修撰と印刷について」（申叔舟著・中村栄孝解説『海東諸國紀』国書刊行会、一九七五年一〇月）三三頁。

(77) 張師勛『国樂論攷』（서울大学校出版部、서울、一九六六年五月）「第二編 I 祭礼樂」一二三～一二五頁。宋惠真『韓國雅樂史研究』（民俗苑、서울、二〇〇〇年一〇月）「『世祖実録』圓丘「新制雅樂譜」의 연원에 대한 고찰」二四四頁。

(78) 原文は以下のとおり。

百官賀、上御勤政殿、設会礼宴、王世子與孝寧大君補・臨瀛大君璆・永膺大君琰・河東府院君鄭麟趾・領議政申叔舟等・文武百官、分入殿庭、四拜訖、各就位、侍宴、樂奏定大業・保太平之舞、倭・野人亦與焉、酒半、上命倭・野人上殿舞、分賜御饌、又別賜酒肉、命饋衛士酒、（『世祖実録』卷三五、二一年正月己酉朔条）

(79) 『世祖実錄』卷三八、一二年正月戊午（一五日）条。

(80) 朝鮮時代の別宮。壬辰倭乱後、朝鮮国王は、明・清から使節を接見した。『大東地志』（高宗元年、一八六四）

卷一、漢城府、宮室、南別宮条。

(81) 奥村周司「李朝高宗の皇帝即位について－その即位儀礼と世界観」（『朝鮮史研究会論文集』第三三集、一九九五年一〇月）。

(82) 李舜臣（北島万次訳注）『岳中日記－壬辰倭乱の記録』全三巻（平凡社東洋文庫、二〇〇〇年一〇月～二〇〇一年一月）は、毎月朔望に守令が朝鮮国王を遙拝する望闕礼を随所に記録している。筆者が課題のひとつとするのは、倭乱前後の朝鮮国王による望闕礼の実施状況である。

(83) たとえば、二〇〇一年八月には英國のオックスフォード大学で国際学術会議「Hideyoshi's Invasion of Korea 1592–1598」（British Association for Korean Studies）が開かれ、日本・韓国・欧米から一二本の研究報告と活発な討議がなされた。筆者をお招き下されたJames·B·Lewis氏（同大学オリエンタル研究所助教授）に、この場を借りて謝意を表したい。